

## 資格外活動に係るチェックリスト

在留資格が「留学」の場合、就労することは認められていません。ただし、学費や生活費を補うためにアルバイトを行う場合には、住居地を管轄する出入国在留管理局で「資格外活動許可」を得ることによりアルバイトを行うことができます。以下の点を理解し、注意点は必ず守ってください。

- 資格外活動許可を取得する前にアルバイトを行うことはできません。
- 学修に支障が生じない範囲でのアルバイトであること。
- 就業時間は1週間に 28 時間以内です。大学が定めた長期休暇(春季・夏季・冬季・学年末)期間中は週 40 時間の範囲内であれば1日8時間まで就労することが可能です。
- 風俗営業・風俗関連特殊営業等で働くことは禁止されています。例え皿洗いや清掃業務であってもこうした場所での就業はできません。  
就業できない場所の例: ゲームセンター、パチンコ屋、バー、キャバレー、ナイトクラブ、麻雀屋、ストリップ、ラブホテル、客の接待をするホステス等がいるスナック、パブ、ソープラント、アダルトビデオ等通信販売など
- 資格外活動許可の期限は在留期限と同じです。在留期間を更新する場合は、資格外活動許可の再申請が必要です。
- 資格外活動許可の期限が在留期限と同じであっても、留学生がアルバイトを行うことができるのは在籍期間内に限りますので十分注意してください。
- 広島大学との契約に基づき、TA、RA など学内で教育・研究を補助する活動のみに従事し、報酬を得る場合は、資格外活動許可の取得は不要です。ただし、学内であっても、教育・研究補助以外の活動に従事し報酬を得る場合は資格外活動許可の取得が必要です。
- 休学中は資格外活動を行ってはいけません。
- 留学生が授業期間中に週 28 時間を超える就業体験を目的とするインターンシップに従事する(給与を得る)場合、現状保有する(包括的な)資格外活動許可とは別に、「1 週につき 28 時間を超える資格外活動許可」を個別に申請し、許可を得る必要があります。
- 資格外活動許可を取得することなく収入や報酬を伴う活動を行った場合や、認められている職業の範囲や制限時間を超えてアルバイトを行った場合は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 200 万円以下の罰金等を科せられることがあります。また、強制送還、在留期間更新時に不許可となるなど日本に在留できなくなる可能性があります。
- 外国人学生で「文化活動」の在留資格を有する場合の資格外活動は個別的な許可となるため、上記の内容とは異なりますので留意してください。
- 受給する奨学金の規定により、資格外活動を認めていない場合がありますので留意してください。